

保管依頼書

平成 年 月 日

沖縄県

県税事務所長 殿
支庁長

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、沖縄県に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、沖縄県が一切責任を持たないことに同意します。

記

平成 年度 公告第 回	売却区分番号第 号
住所・所在地	
氏名・名称	
電話番号	

※ 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承下さい。